

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年3月18日（金） 8：22～8：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
金 子 恭 之 国務大臣（総務大臣）  
古 川 禎 久 国務大臣（法務大臣）  
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（厚生労働大臣）  
金 子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
萩生田 光 一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山 口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
牧 島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
野 田 聖 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小 林 鷹 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
堀 内 詔 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）  
若 宮 健 嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠 席 者：末 松 信 介 国務大臣（文部科学大臣）  
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	6 件
○国会提出案件	9 件
○政令	15 件
○人事	4 件
○配布	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「地理空間情報活用推進基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、地理空間情報活用推進基本法の規定に基づき、令和8年度までの5年間における基本的な方針等について定めるものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、令和3年12月以降の大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費として、一般会計予備費から約311億円を使用するものであります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、毎年国会に報告するものであります。

次に、「令和3年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、予備費の使用調書等の事後承諾を求めるものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正令」は、同法施行令第1条に規定する行政機関から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部を削除するものであります。

次に、「職員の退職管理に関する政令の一部改正令」は、再就職者の働きかけ規制の対象について、人事院の組織改編に伴う規定の整備を行うものであります。

次に、「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正令」及び「同震災財特法の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正令」は、中小企業者等に係る災害関係保証等の特例の適用期間を令和5年3月31日まで延長するものであり、「令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第102条第1項の政令で定める年度等を定める政令の一部改正令」は、同項の規定による地方債の発行可能年度を令和4年度まで延長するものであります。

次に、「金融庁組織令の一部改正令」は、令和4年度の機構・定員査定結果を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、「公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正令」は、公益通報の対象法律の追加等について、定めるものであります。

次に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部改正令」は、法定相続人情報の作成に係る要件を見直すものであります。

次に、「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部改正令」は、館林区検察庁等の位置を改正するものであります。

次に、「医療法施行令の一部改正令」は、特定高度技能研修機関としての指定に必要な厚生労働大臣の確認に係る手数料の額を定めるものであります。

次に、「特許法等関係手数料令の一部改正令」は、特許出願等の手続における電子化手数料の額を引き上げるものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部改正令」は、担保上限金額の算定の基礎となる金額等を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、日印及び日カンボジア首脳会談等のため、明日から21日まで、林外務大臣が、トルコ国及びアラブ首長国連邦政府要人との会談等のため、本日から21日まで、若宮国際博覧会担当大臣が、アラブ首長国連邦政府要人との会談等のため、本日から21日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、人事官等13機関22名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、中原道朗外196名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「令和3年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付」並びに「消費者物価指数」があります。これらの案件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・インド包括的経済連携協定附属書の改正に関する公文」を交換すること及び「同協定の実施取極を改正する議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、原産地規則小委員会の勧告を受け、品目別規則の改正等について、取り極めるものであります。なお、明日の公文交換及び署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインドとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「鉄道建設計画」外6件に、約3,100億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。まず、令和4年度予算の関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。「子ども・子育て支援法施行令の一部改正令」は、事業主拠出金の施設型給付費等への充当割合を引き上げるものであります。

次に、年度内に公布を要する法律の関連政令2件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該法律の成立を条件に決定するもので、その成立ま

で不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。総務省及び農林水産省の各組織令の一部改正令は、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に関する両省の所掌事務の特例の期限を5年間延長するものであります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣。

○林国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○金子（恭）国務大臣：まず、本日、令和3年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付額を決定いたしました。このうち、特別交付税の3月交付額は7,902億円であり、今年度の交付総額は1兆746億円となっております。今年度は、除排雪経費及び原油価格高騰対策に要する経費について特に丁寧に実態を把握して算定を行ったほか、地域における医療や交通の確保のための経費など、普通交付税の算定によっては捕捉しがたい、特別の財政需要について算定し、関係地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処したところであります。また、震災復興特別交付税の3月交付額は364億円であり、今年度の交付総額は964億円となっております。引き続き、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業を円滑に進めることができるよう、適切に対応してまいります。

次に、本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2月の消費者物価指数は、1年前に比べ0.9パーセントの上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.6パーセントの上昇と、6か月連続の上昇となりました。これは、引き続き、電気代やガソリンなどの「エネルギー」が上昇したことによるものです。今後も、エネルギー価格の状況などをみながら、物価動向を注視してまいります。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：林大臣及び若宮大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、萩生田大臣を消費者及び食品安全、クールジャパン戦略並びに知的財産戦略担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることいたします。なお、私も、明日から21日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



1. 参議院議員浜田聡（みん）提出香川県ネット・ゲーム依存症対策条例と憲法第94条との関係に関する質問に対する答弁書について  
（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員長妻昭（立民）提出サハリン2からの撤退に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）

◎政 令

資料あり  
資あり

- 特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（内閣府本府・財務・経済産業省）
- 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（経済産業・財務省）
- 〃 ○令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第102条第1項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（決定）  
（内閣府本府・総務・財務省）
- 〃 ○金融庁組織令の一部を改正する政令（決定）  
（金融庁）
- 〃 ○公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（法務省）

- 資料あり
- 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（決定）（法務省）
  - 〃 ○医療法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
  - 〃 ○特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
  - 〃 ○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人 事

- 資料なし
- ☆内閣総理大臣岸田文雄外2名の海外出張について（了解）
- 資料あり
- 人事官等の任命につき、両議院の同意を求めることについて（決定）
- 資料なし
- ☆簡易裁判所判事兼判事補須田健嗣外61名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、簡易裁判所判事高野篤雄外24名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり
- ☆元日本電信電話公社職員中原道朗外196名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆令和3年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付について（総務省）
- ☆消費者物価指数（同上）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

資料  
なし

○ { 1. 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定附属書2の改正に関する日本国政府とインド共和国政府との間の外交上の公文の交換

1. 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定第13条の規定に基づく日本国政府とインド共和国政府との間の実施取極を改正する議定書の署名

について (決定) (外務省)

〃 ○ 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の2の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]



準備のため

〔令和4年  
3月18日〕（金）

◎政 令

- 資料あり
- 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務省）
  - 〃 ○総務省組織令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
  - 〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）

〔○署名あり ☆署名なし〕